

# 柏崎青年工業クラブ運営規定

## 第 1 条 例会並びに出席

1. 例会は原則として毎月 10 日に開く。
2. 例会は事前に通知し、会員は事前に必ず出欠席、遅刻等の返答をしなければならない。
3. 例会は会長がこれを主掌し、各担当者による会務報告の外、各種の行事を行う。

## 第 2 条 委員会

1. 本会に次の委員会を置く。
  - (イ) 総務委員会
  - (ロ) 企画委員会
  - (ハ) 開発委員会
  - (ニ) 広報委員会
  - (ホ) 事業委員会
2. 委員会は委員長 1 名、副委員長若干名を置く。
3. 委員長は理事のうちから会長が指名し、副委員長は委員長の推選によるものとする。
4. 委員長・副委員長の任期は 1 年とする。
5. 委員長は会務を主掌し、委員会を招集する。
6. 委員長は委員会記録を作成し、速やかに会長に提出しなければならない。
7. 委員長は必要と認めるときは、役員の出席を求めることができる。
8. 委員会の業務分担は次のとおりとする。

### (イ) 総務委員会

- 1) 総会、役員会等の実際的な運営
- 2) 文書管理、事務管理、事務書類等の整理
- 3) 予算統制、決算書の作成、資金計画
- 4) 新入会員の審査ならびに指導
- 5) その他、他の委員会に属さない件

### (ロ) 企画委員会

- 1) 講習会、勉強会の計画実行
- 2) 例会の企画、運営
- 3) 各委員会事業の連絡調整

### (ハ) 開発委員会

- 1) 不況対策の立案、実行
- 2) 各種関係機関への意見具申の立案、実行
- 3) 情報の収集および会員に対する指導、伝達

### (ニ) 広報委員会

- 1) 会報の発行
- 2) 各種資料の作成配布
- 3) 各種調査の立案、実行

### (ホ) 事業委員会

- 1) クラブ行事の計画、実行
- 2) 親睦行事の計画、実行
- 3) 他団体との連絡、協調

### 第 3 条 合同委員会

#### 1. 本会に合同委員会を置く。

合同委員会は各委員の代表者より構成し、主としてクラブ運営上、合同して審議を必要とする要因が発生した時に開催し、もって会の業務運営を発展かつ円滑にとり図ることを目的とする。

(昭和61年1月19日改正)